

I 概要編

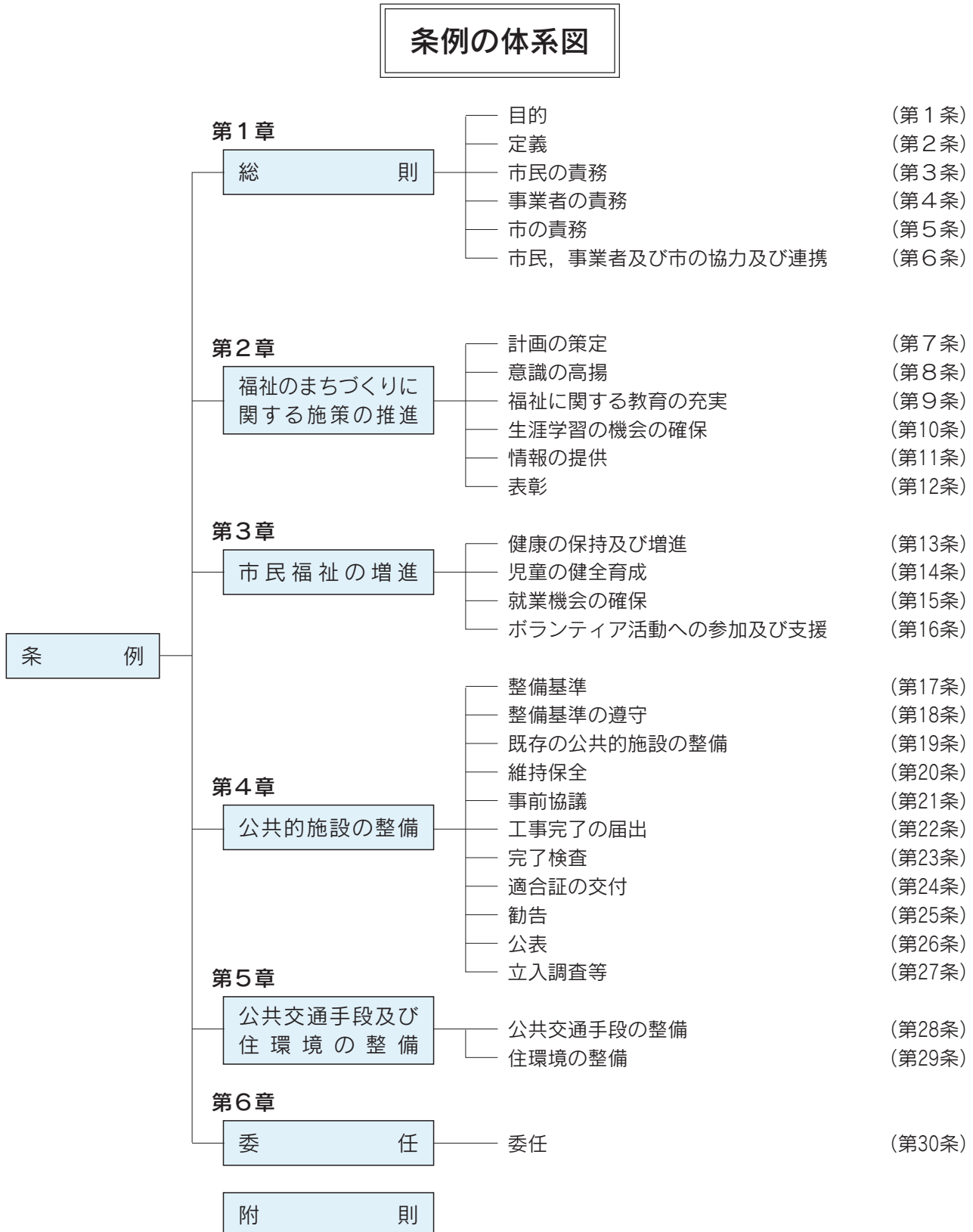
1 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例の概要	1
2 条例の対象施設	2
3 整備基準	5
4 条例に基づく手続き	6



1 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例の概要

宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例は、条例の目的、市民、事業者及び市それぞれの責務、協力及び連携について定めた「第1章 総則」、市が実施する施策を定めた「第2章 福祉のまちづくりに関する施策の推進」、市民、事業者及びそれぞれが実施する施策を定めた「第3章 市民福祉の増進」、「第4章 公共的施設の整備」、「第5章 公共交通手段及び住環境の整備」、「第6章 委任」で構成されています。
 (「Ⅲ 資料編」 P196 参照)

条例の体系図



2 条例の対象施設

(1) 公共的施設

公共的施設とは、病院、集会場、映画館、展示場等の建築物、公園、遊園地、動物園、植物園、道路、公共交通機関の施設、路外駐車場といった多くの人の利用に供する部分を有する施設で、次のページの「対象施設一覧」の公共的施設の欄に掲げる施設をいいます。

(2) 特定施設

特定施設とは、公共的施設のうち次のページの「対象施設一覧」の特定施設の欄に掲げる施設をいいます。特定施設の新設又は改修等を行おうとする人は、特定施設及びその工事の内容について、市と事前協議する必要があります。また、事前協議の内容を変更する場合も同様です。(条例第21条第1項)

また、事前協議を行った特定施設の工事が完了したときは、工事完了の届出を行い(条例第22条)、完了検査を受ける必要があります。(条例第23条)

手続きについては、「I 概要編 4 条例に基づく手続き」(P6)を参照して下さい。

(3) 用途に供する部分の床面積の合計

用途に供する部分の床面積の合計とは、バックヤードの部分も含む当該用途に供する部分の床面積の合計をいい、建築基準法によって算定される延べ床面積のことです。(容積率積算のための床面積ではありません。)

また、増築、改築又は用途変更の場合にあっては、当該増築、改築又は用途変更にかかる部分の面積をいいます。

対象施設一覧

1 建築物

公共的施設	特定施設
1 病院又は診療所	すべての施設
2 劇場、観覧場、映画館又は演劇場	当該用途に供する部分の床面積の合計が ³ 100平方メートル以上の施設
3 集会場又は公会堂	すべての施設
4 展示場	当該用途に供する部分の床面積の合計が ³ 1,000平方メートル以上の施設
5 薬局	すべての施設
6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗	当該用途に供する部分の床面積の合計が ³ 300平方メートル以上の施設
7 ホテル又は旅館	当該用途に供する部分の床面積の合計が ³ 1,000平方メートル以上の施設
8 老人福祉施設等の社会福祉施設	すべての施設
9 体育施設、ボーリング場又は遊技場その他これらに類する施設	当該用途に供する部分の床面積の合計が ³ 1,000平方メートル以上の施設
10 博物館、美術館又は図書館	すべての施設
11 公衆浴場	当該用途に供する部分の床面積の合計が ³ 1,000平方メートル以上の施設
12 飲食店	当該用途に供する部分の床面積の合計が ³ 300平方メートル以上の施設
13 理容所、美容所、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗	当該用途に供する部分の床面積の合計が ³ 100平方メートル以上の施設
14 銀行、信用金庫その他これらに類する金融機関の店舗	すべての施設
15 公共交通機関の建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべての施設
16 一般公共の用に供される自動車車庫	当該用途に供する部分の床面積の合計が ³ 500平方メートル以上の施設
17 公衆便所	すべての施設
18 郵便局株式会社の営業所	すべての施設
19 ガス事業、電気事業、電気通信事業の営業所又は事務所その他これらに類する公益上必要な建築物	すべての施設
20 官公庁の庁舎	すべての施設
21 学校	すべての施設（各種学校のうち、小規模併用住宅を除く。）

公共的施設	特定施設
22 工場	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の施設 ただし、見学のための施設を有するものはすべての施設
23 事務所（第19号に規定する事務所を除く。）	当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
24 共同住宅	1棟が51戸以上の施設（社宅及び寮を除く。）
25 火葬場	すべての施設
26 冠婚葬祭施設	すべての施設
27 前各号（第24号を除く。）のいずれかの用途に供する施設が集積する建築物	当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設

2 公園等

公共的施設	特定施設
1 公園	すべての施設
2 遊園地、動物園又は植物園	すべての施設

3 道路

公共的施設	特定施設
道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。）に限る。）	すべての施設

4 建築物以外の公共交通機関の施設

公共的施設	特定施設
鉄道の駅舎	すべての施設

5 建築物以外の路外駐車場

公共的施設	特定施設
路外駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）に限る。）	当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の施設

3 整備基準

(1) 整備基準の考え方

整備基準とは、高齢者、障がい者等をはじめとするすべての人が公共的施設を利用する際に障壁となるものを設けず、安全かつ円滑に利用ができるよう、整備が必要な箇所及びその構造について定めたものであり、公共的施設の新設又は改修等の際には、守らなければならないものです。

(2) 整備基準の対象範囲

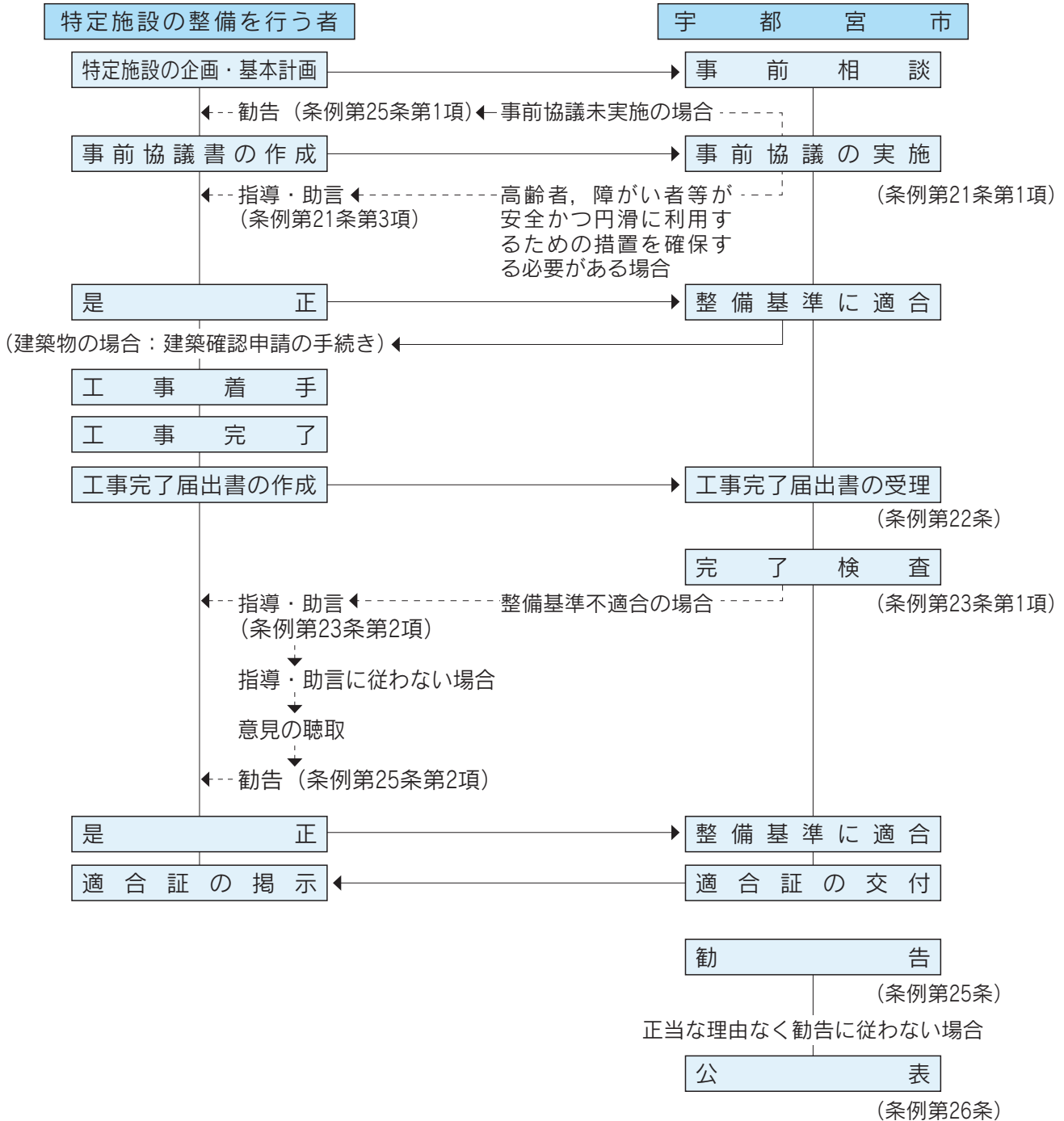
不特定かつ多数の人が利用する部分が対象であり、飲食店の厨房や従業員専用の便所等のバックヤードは対象となりません。また、事務所、共同住宅等は、主に特定の利用者が想定されますが、来客等を考慮して共用部分を対象とし、事務所、住戸については、対象となりません。



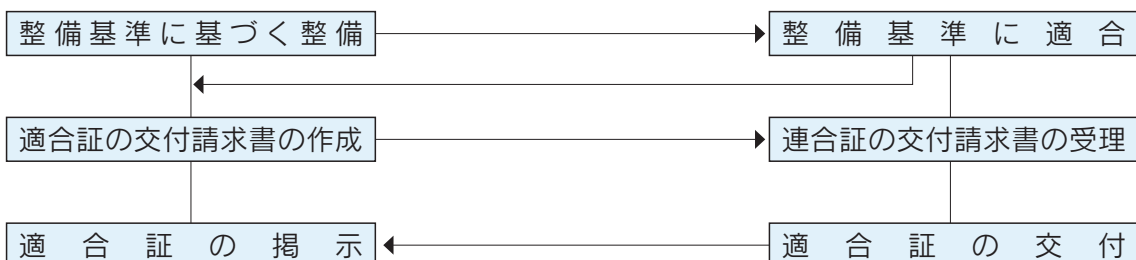
- (凡例) 整備基準及びマニュアルによる整備対象範囲
 整備対象外

4 条例に基づく手続き

特定施設の新設又は改修等を行う場合には、下図の流れに従って、事前協議や工事完了届出等の手続きが必要となります。また、既存の施設及び事前協議対象外の施設を整備基準に適合させた場合には、適合証を請求することができます。



【既存施設・事前協議対象外施設の適合証請求の手続き】



(1) 事前協議の必要事項

特定施設の区分	事前協議書の提出	協議の際に必要な図書	
建築確認申請を要する特定施設	確認申請予定日の30日前まで	①事前協議書 ②整備項目表 ③特定施設の種類に応じた図書	様式第1号 様式第3号 施行規則別表第3参照
その他の特定施設	工事着手予定日の30日前まで	①事前協議書 ②整備項目表 ③特定施設の種類に応じた図書	様式第1号 様式第3号 施行規則別表第3参照

(2) 工事完了届出

事前協議を行った特定施設の工事が完了したときは、速やかに「工事完了届出書（様式第4号）」を提出してください。

(3) 完了検査

工事完了届出書の提出後には、整備基準への適合状況を確認するため、完了検査を行います。

